

八潮監告示第3号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、八潮市長及び八潮市教育委員会教育長から令和3年度定期監査（令和3年度前期分）の結果に係る措置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

令和4年3月 1日

八潮市監査委員 原 寿 基
八潮市監査委員 林 雄 一

八潮総収第1020号
令和4年2月22日

八潮市監査委員 原 寿基 様
八潮市監査委員 林 雄一 様

八潮市長 大山 忍

令和3年度定期監査（令和3年度前期分）の指摘事項について（通知）
令和4年1月24日付け八潮監発第99号により提出された令和3年度定期監査（令和3年度前期分）の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

(1) 報酬・給与について

- ・勤務日数、勤務時間の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
(長寿介護課、健康増進課、保育課)
- ・年次有給休暇の差引き誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(保育課)
- ・欠勤時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(保育課)

(2) 費用弁償・通勤手当について

- ・交通費の計算誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
(健康増進課、市民課)

(3) 時間外勤務手当について

- ・時間外勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(社会福祉課、長寿介護課、リサイクルプラザ)
- ・時間外勤務時間の単価誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(健康増進課)

(4) 期末手当について

- ・期末手当基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

(人権・男女共同参画課、健康増進課、保育課、メセナ・アネックス)

2 措置内容

別紙「令和3年度定期監査（令和3年度前期分）措置事項報告書」のとおり

令和3年度定期監査（令和3年度前期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>(1) 報酬・給料について ・勤務日数、勤務時間の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>総務人事課作成の伝票金額の誤りに気がつかず、支給漏れが1件生じました。対象職員へ説明の上、令和4年1月15日に支給しました。</p> <p>今後、総務人事課から伝票が届いた際には、報告データや科目別支給明細内訳書、雇用確認通知書等の内容と照らし合わせ、金額に間違いがないか複数で確認し、チェック体制の強化に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(長寿介護課)</p> <p>業務の内容により、報償費と会計年度任用職員での支払いを行っており、報償費での出勤と会計年度任用職員の出勤の照合が不十分であったため、会計年度任用職員の報酬の過払いが生じてしまいました。</p> <p>対象職員へ説明のうえ、過払い分を令和3年12月15日の給与で差引しました。今後はシフト表と出勤簿の照合と、業務内容による出勤の管理を徹底するとともにチェック体制の強化に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(健康増進課)</p> <p>勤務日数、勤務時間の集計誤りについては、確認が不十分であったため、支給誤りが生じました。対象職員に対しては内容を説明のうえ、令和4年2月15日に精算しました。</p> <p>今後は複数人によるチェックを徹底するなど再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(保育課)</p>

<p>・年次有給休暇の差引き誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>年次有給休暇の差引き誤りについては、確認が不十分であったこと、制度に対する認識の相違があり、支給誤りが生じました。対象職員に対しては内容を説明のうえ、令和4年2月15日に精算しました。</p> <p>今後は制度に対する正しい知識を共有し、複数人によるチェックを徹底するなど再発防止に努めます。（保育課）</p>
<p>・欠勤時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>欠勤時間の集計誤りについては、確認が不十分であったため、支給誤りが生じました。対象職員に対しては内容を説明のうえ、令和4年2月15日に精算しました。</p> <p>今後は複数人によるチェックを徹底するなど再発防止に努めます。（保育課）</p>
<p>(2) 費用弁償・通勤手当について</p> <p>・交通費の計算誤りにより支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>交通費月額を費用を誤って算定したため、月額に誤りが生じてしまいました。</p> <p>対象職員へ説明のうえ、令和3年12月15日支払いの費用弁償から差引し、戻入しました。</p> <p>今後は費用弁償の算定に細心の注意を払い、支払いを行います。（健康増進課）</p> <p>週の勤務日数に変更はないが、契約時の勤務日と実際に勤務した日（新型コロナウイルス感染防止のため連続で勤務）の曜日の変更により差額が発生した。</p> <p>過不足分については、総務人事課と協議し、2月分（一名については3月分を含む）の給与で調整する手続きを行ったとともに本人に対し説明を行いました。</p>

<p>(3) 時間外勤務手当について</p> <p>・時間外勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>今後は、年度当初には勤務体系について複数人で確認をおこない、総務人事課へ連絡を行うなどチェック体制の強化に努めてまいります。 (市民課)</p> <p>対象となる会計年度任用職員に説明のうえ、令和3年12月15日に未払いとなっていた4,831円を支給しました。 今後はチェック体制の強化に努めてまいります。 (社会福祉課)</p> <p>総務人事課作成の伝票金額の誤りに気がつかず、支給漏れが2件生じました。対象職員へ説明の上、フルタイムの会計年度任用職員には令和3年12月21日、パートタイム会計年度任用職員には令和4年1月15日に支給しました。 今後、総務人事課から伝票が届いた際には、報告データや科目別支給明細内訳書、雇用確認通知書等の内容と照らし合わせ、金額に間違いがないか複数で確認し、チェック体制の強化に努めてまいります。 (長寿介護課)</p> <p>会計年度任用職員時間外勤務手当について、時間外勤務記録簿および命令簿の記載漏れのため集計を誤り支給漏れが生じました。 対象職員へ説明のうえ、令和3年12月15日に支給しました。 今後は、時間外勤務時の記録簿および命令簿への記入について指導を徹底するとともに、チェック体制の強化に努めてまいります。 (リサイクルプラザ)</p>
---	---

・時間外勤務時間の単価誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

(4) 期末手当について

・期末手当基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

祝日の日数を19日で計算するところを18日で計算していたため時間外の単価で10円不足してしまいました。

対象職員へ説明のうえ、令和3年12月15日に支給しました。

今後は時間外の単価の算定に細心の注意を払い、支払いを行います。

(健康増進課)

会計年度任用職員の期末手当については、時間外を含めたデータを作成したため過払いが生じました。

対象職員へ説明のうえ、令和3年12月10日の期末手当で相殺しました。

今後、データを作成する際には、支払いに関する通知の解釈に齟齬がないよう努めるとともに、チェック体制の強化にも努めてまいります。

(人権・男女共同参画課)

シフト勤務の会計年度任用職員については、予定と勤務時間が異なることが多く、見込みで支払うことができず、令和2年12月1日～令和3年5月15日までの実績で支払ったため、6月30日支払いの期末手当に不足が生じてしまいました。令和3年5月16日～5月31日分は、令和3年12月10日の期末手当に合わせて支払いました。

令和3年12月10日支払いの期末手当については、令和3年11月15日までの実績で支払い、令和3年11月16日～11月30日分の実績分については1月分の給与と合わせて令和4年2月15日に支払いました。対象となる会計年度任用

職員には、その旨を説明し、了解いただいております。

今後も、予定と勤務時間が異なることが多く、見込みで支払うことが困難なため、実績で算定し支払い、対象月額のうち未払い分については、翌月以降の給与と合わせて支払うようにいたします。

(健康増進課)

期末手当基礎額の算定誤りについては、時間給職員の勤務時間等の確認が不十分であったため、支給誤りが生じました。対象職員に対しては内容を説明のうえ、令和4年2月15日に精算しました。

今後は複数人によるチェックを徹底するなど再発防止に努めます。

(保育課)

当該会計年度任用職員については日額により報酬が支給されています。

日額報酬が支給される会計年度任用職員の欠勤分の取り扱いについては、報酬と期末手当とで算定にかかる取り扱いが異なるため、職員の認識誤りにより支給漏れが生じたものです。

不足分については、対象職員に説明のうえ、令和3年12月10日に支給しました。今後は、職員間で欠勤分の取り扱いについて共通認識を図るとともに、報酬等の算定にあたっては、複数の職員での確認を徹底するなど再発防止に努めます。

(メセナ・アネックス)

八潮教総収第765号
令和4年2月24日

八潮市監査委員 原 寿基 様
八潮市監査委員 林 雄一 様

八潮市教育委員会
教育長 井上 正人

令和3年度定期監査（令和3年度前期分）の指摘事項について（通知）
令和4年1月24日付け八潮監発第99号により提出された令和3年度定期
監査の指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第19
条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

会計年度任用職員関係

勤務日数、勤務時間の集計誤りにより支給額を誤っているものが認め
られた。（学務課）

年次有給休暇の差引き誤りにより、支給額を誤っているものが認めら
れた。（指導課）

欠勤時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
（指導課）

特別休暇の付与日数誤りにより、支給額を誤っているものが認められ
た。（指導課）

勤務日数の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
（図書館、指導課）

交通費の計算誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（図
書館、指導課）

期末手当基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認めら
れた。（指導課）

2 措置内容

別紙「令和3年度定期監査（令和3年度前期分）措置事項報告書」のとおり

令和3年度定期監査措置事項報告書【令和3年度前期分】

指摘事項	措置状況
<p>(1) 報酬・給料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務日数、勤務時間の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。(学務課) ・年次有給休暇の差引き誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(指導課) ・欠勤時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(指導課) ・特別休暇の付与日数誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・3時間分の集計誤りにより、5月分報酬及び6月賞与に過払いが生じたため、12月10日支払いの賞与及び12月15日支払いの報酬で減額調整をしました。今後は誤りのないように係内で周知徹底していきます。 ・年次有給休暇の付与日を誤ったため、休暇日数の差引きにも誤りが生じてしまいました。本人に誤りを伝え、有給休暇として8月に取得した2日分を欠勤として減額処理いたしました。課内全職員で共有し、再発防止に努めてまいります。 ・4月に3時間の欠勤がありましたが、実績報告書への入力誤りにより、その分が減額されておりませんでした。本人に誤りを伝え、減額処理いたしました。課内全職員で共有し、再発防止に努めてまいります。 ・6月末と7月頭に取得した忌引休暇の日数に誤りがあり、連続ではない7日間を取得してしまいました。本人に誤りを伝え、忌引休暇にならない2日分を欠勤として減額処理いたしました。課内全職員で共有し、再発防止に努めてまいります。

<p>(2) 費用弁償・通勤手当について</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤務日数の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(図書館) 勤務日数の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(指導課) 交通費の計算誤りにより支給額を誤っているものが認められた。(図書館) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年7月7日から八幡図書館の事務室を八条図書館に移設しました。これに伴い会計年度任用職員の勤務先が八幡図書館から八条図書館に変更となりましたが、パートタイムの会計年度任用職員の費用弁償は実績によるところ、7月1日付勤務地により積算したため、支給額を誤ってしまいました。本人了承のもと、費用弁償の過不足分については、翌月以降の費用弁償の支払い時に調整を行いました。今後は支給誤りがないように複数の職員で確認していきます。 集計誤りにより、7月の費用弁償に1日分の未払いが生じてしまいました。本人に誤りを伝え、追加支給いたしました。課内全職員で共有し、再発防止に努めてまいります。 令和3年7月7日から八幡図書館の事務室を八条図書館に移設しました。これに伴い会計年度任用職員の勤務先が八幡図書館から八条図書館に変更となりましたが、交通費の変更が必要な職員に対して、八幡図書館への交通費のまま支給したため、支給額を誤ってしまいました。本人了承のもと、費用弁償の過払い分については、後日返還してもらい「過払金戻入」の手続きを行いました。今後は支給誤りがないように複数の職員で確認していきます。
---	--

- ・交通費の計算誤りにより支給額を誤っているものが認められた。(指導課)

(4) 期末手当について

- ・期末手当基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(指導課)

- ・通勤手段が、自家用車から公共交通機関(バス)の利用に変更になった職員に対し、通勤手当単価を変更せずに支給してしまいました。本人に誤りを伝え、差額を追加支給しましたが、計算誤りがあり、再計算後、追加支給の処理をいたします。課内全職員で共有し、再発防止に努めてまいります。

- ・期末手当の基礎額を算定する際に、病気休暇を取得した分の時間数を計算に入れなかったため、未払いが生じてしまいました。本人に誤りを伝え、未払い分を追加支給いたしました。課内全職員で共有し、再発防止に努めてまいります。